を加え、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」を「特例インドネシア人看護師候補者等指針」に改め、同2の(3)を次のように改める。

(3)　過去三年間に、第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第五の一の2又は協定指針第四の二の4若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

第二の一の2の(3)の次に次のように加える。

(4)　過去三年間に、第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の3又は協定指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第二の一の4（標題を含む。）及び同二の1の(1)中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の2中「(3)まで」を「(4)まで」に改め、同2の(1)中「第二の二の3」を「第二の二の3の(1)から(4)までの規定」に改め、「「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と」を削り、同2の(3)を次のように改める。

(3)　過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

第二の二の2の(3)の次に次のように加える。

(4)　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第二の二の4（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第五の一中「の1から4まで」を削り、同一の1及び2を次のように改める。

1　特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2　特例受入れ機関からの報告の受理

(1)　在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の看護研修改善計画又は同二の3の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2)　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(i)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十四年一月一日

(ii)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十五年一月一日

(iii)　特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十五年一月一日

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例インドネシア人看護師候補者等の研修の実施状況について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(i)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年十月一日

(ii)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年十月一日

(iii)　特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十四年十月一日

(3)　随時報告

イ　特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例インドネシア人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例インドネシア人看護師候補者等又はインドネシア人看護師若しくはインドネシア人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ　特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ　特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(i)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年度看護師試験

(ii)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験

(iii)　特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十四年度介護福祉士試験

ホ　特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4)　受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5)　受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

第五の一の4中「特例受入れ機関から」を「受入れ調整機関から」に改め、「、在留管理」を削り、同一中4を5とし、同一の3中「特例インドネシア人看護師候補者等から、」を「受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等から、」に、「当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする」を「適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う」に改め、同一中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例インドネシア人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例インドネシア人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

第五の一の5の次に次のように加える。

6　特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7　関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

第六中「第二の一の2の(3)及び第二の二の2の(3)の」を「第五の一の2の規定による」に改める。